

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険加入・脱退の手続を忘れずに！

国民健康保険は、職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人を除いて、皆さんが加入することになります。国保は世帯ごとで加入し、世帯主が保険税の納付を行います。世帯の一人ひとりが被保険者です。

●国保に加入する人

- ・お店などを経営している自営業の人
- ・農業や漁業などを営んでいる人
- ・職場の健康保険などに加入していない人 など

●加入の手続には、印鑑(認印)、健康保険資格喪失証明書、加入者全員のマイナンバーのわかるもの、来庁する方の本人確認書類などが必要となります。

●届出が遅れたことにより、保険証をお渡しできていない際に、医療機関を受診した場合は、医療費は全額自己負担となります。

●加入資格を得た時点まで、保険税をさかのぼって納めます(遡及賦課)。



次の理由により国保をやめるときは、印鑑(認印)、国保の保険証、脱退者全員のマイナンバーのわかるもの、来庁される方の本人確認書類を持参して届出をしてください。(職場の健康保険に加入した場合は、職場の健康保険証もしくは健康保険資格取得証明書も持参してください。)

- ・他の市区町村に転出するとき
- ・職場の健康保険などに加入したとき
- ・死亡したとき(葬祭費の支給があります)
- ・生活保護を受け始めたとき

《加入や脱退の手続きは14日以内に行いましょう!》

70歳以上の人の医療

70歳以上75歳未満の人には、所得などに応じて自己負担割合が記載された「高齢受給者証」が交付されます。適用は70歳の誕生日の翌月(1日生まれの人はその月)から75歳の誕生日の前日までです。医療機関を受診される際は、必ず保険証と一緒に提示してください。

負担割合は誕生日によって異なります。

1. 昭和19年4月2日以降生まれの方・・・2割
 2. 昭和19年4月1日以前生まれの方・・・1割(軽減特例措置により)
- ※現役並み所得者の自己負担額は、3割のままで変更はありません。



限度額適用認定証で窓口のお支払いを軽減できます

限度額適用認定証を医療機関に提示すると、入院の場合に加えて外来診療でも、窓口での支払いが一定の限度額にとどめられます。限度額は、所得区分によって異なりますので、国保の窓口にて認定証の交付を申請してください。

住民税非課税世帯……医療費の窓口負担額が限度額にとどめられ、食事代も減額が受けられます。

住民税課税世帯(70歳未満のみ)……医療費のみ窓口負担額が限度額にとどめられます。

差額ベッド代など保険適用外の費用には適用されません。

申請は、印鑑(認印)、認定証が必要な方(該当者)の保険証・世帯主と該当者のマイナンバーのわかるもの、来庁される方の本人確認書類をお持ちになり、健康推進課国保年金班(4番の窓口)にて行ってください。なお、既に交付済みの方は、有効期限までのご使用できます。

限度額適用認定証を利用すると、高額療養費の限度額までのお支払いとなりますが、世帯合算等により高額療養費の支給対象となる場合もあります。限度額や高額療養費の有無については国保年金班までお問い合わせください。

●問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4147

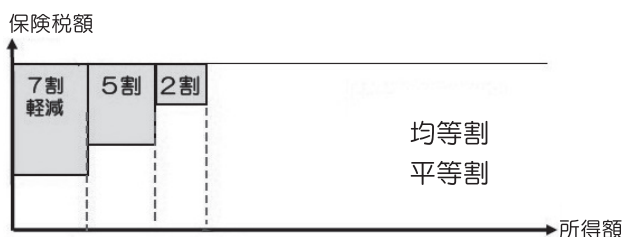
平成29年度から 国民健康保険税の保険税軽減範囲が変わります

国による制度改正に伴い、本市の国民健康保険を健全に運営するため、下記のとおり改正することになりました。国民健康保険加入者のみなさんで助け合う国保制度の趣旨にご理解とご協力をお願いいたします。

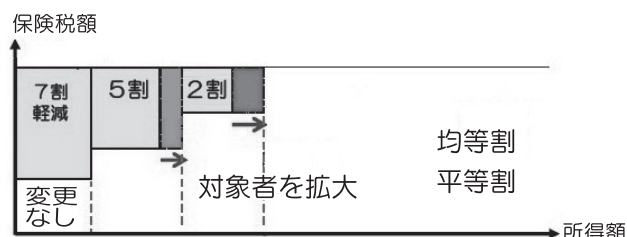
保険税軽減範囲の改正

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行います。

平成28年度 軽減判定(改正前)



平成29年度 軽減判定(改正後)



■軽減判定所得(改正前)

5割軽減
＝基準額33万円＋26.5万円×被保険者数
2割軽減
＝基準額33万円＋48万円×被保険者数

■軽減判定所得(改正後)

5割軽減
＝基準額33万円＋27万円×被保険者数
2割軽減
＝基準額33万円＋49万円×被保険者数

(注)・軽減判定所得には、被保険者全員の所得に加えて、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。
・被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

●問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4111(内136)

年金だより

国民年金保険料の納め忘れは ありませんか？

- 保険料の納付期限は翌月の末日です。2年を過ぎた保険料は時効により納めることができなくなりますので、納付書の期限をご確認ください。
- ※特例で平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができます。
- 一部納付(一部免除)の承認になっている方も、一部保険料を納めないと未納扱いになります。
- 納付書を紛失された場合は、再発行の手続きをしてください。

ご存知ですか？国民年金基金

国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする公的な制度です。20歳以上60歳未満の第一号保険者の方(自営業など)だけが加入できます。



国民年金基金でゆとりをプラスしませんか？

問い合わせ先 / 大分県国民年金基金

フリーダイヤル 0120-65-4192

※詳しくはホームページでもご覧いただけます。
(「国民年金基金」で検索してください。)

●問い合わせ先 / 佐伯年金事務所
健康推進課 国保年金班

☎0972-22-1970
☎82-4111 内線132